

北海道福祉サービス第三者評価結果報告書

2014 年 1 月 30 日

北海道福祉サービス第三者評価事業推進機構 宛

〒 064-0806

住所

札幌市中央区南6条西11丁目1284番地4
高砂サニーハイツ401

電話番号 011-522-9772

評価機関名 特定非営利活動法人
福祉サービス評価機構Kネット

認証番号 北海道 第12-003号

代表者氏名 理事長 吉村 信義



下記のとおり評価を行ったので報告します。

記

評価調査者氏名・ 分野・ 評価調査者番号	評価調査者氏名		分野	評価調査者番号
	(1)	吉村 信義	総合	第0001号
	(2)	深澤 雅子	福祉医療保健	第0010号
	(3)	山崎 美智子	総合	第0150号
	(4)			
	(5)			
サービス種別	保育所			
事業所名称	南郷保育園			
設置者名称	社会福祉法人 愛和福祉会			
運営者(指定管理者)名称	社会福祉法人 愛和福祉会			
評価実施期間(契約日から報告書提出日)	2012 年 2 月 21 日	～	2014 年 1 月 30 日	
利用者調査実施時期	2012 年 2 月 22 日	～	2012 年 3 月 16 日	
訪問調査日	2012 年 3 月 19 日			
評価合議日	2012 年 5 月 7 日			
評価結果報告日	2014 年 1 月 30 日			
評価結果の公表について運営者の同意の有無	<input checked="" type="radio"/> 同意あり <input type="radio"/> 同意なし			

北海道福祉サービス第三者評価結果公表事項

①第三者評価機関名

特定非営利活動法人 福祉サービス評価機構Kネット

②運営者(指定管理者)に係る情報

名称: 社会福祉法人 愛和福祉会

代表者氏名: 理事長 小林 寛

所在地: 〒065-0024 札幌市東区北24条東18丁目15番地

TEL 011-781-4858

③事業所の基本調査内容

別紙「基本調査票」のとおり

④総評

◇特に評価の高い点

1) 施設・設備の改善と保育環境の整備
園は36年余の保育活動を南郷の地で実践し、地域のそれぞれの時代の保育ニーズに応じてきた。平成20年には、以上の経験を活かして栄通6丁目から栄通9丁目に移築するとともに、定員120名を変えずに、園舎373㎡を919㎡の規模に増改築して、各年齢対応の保育空間の拡大や保育機能の整備を図るほか、設備・備品の更新と充足を図って、乳幼児から延長保育のニーズに応える保育環境の整備に努めている。

2) 食育の取り組みについて

生活(食事)の場であるランチルームと遊びの場所を別に設定できるスペースを持ち、3～5歳児は広いランチルームで自由に座り、年長児の役割を活かした食事手伝いの下で、ともに一緒に食事を楽しむ方法を工夫している。また、野菜の収穫やクッキングを保育に取り入れて、保護者には給食日より月毎の献立や、人気のレシピや伝統的な行事食、乳幼児期の食事の大切さを伝えている。好評のレシピは園開放時にも地域に配布するほか、サンプルの給食紹介は親子での話し合いの場を作り、参観日には試食会を設け、栄養、味付け、食べ方などの配慮事項を周知し、食を通して子どもと保護者が「生きる力」である食育に、関心が持てるような取り組みをしている。

3) 園外保育の多様な試み

園は従来から近隣の公園等の活用などを進めてきたが、新園地の隣接児童会館、消防署、派出所等と連携して見学会や行事参加など、季節に応じた近隣の多くの公園を保育に活かすなど、多様な園外保育の試みを実践している。

◇改善を求められる点

1) 障がい児保育の取り組みについて

障がいのある子どもがその子らしく生活できるように配慮し、家庭や専門機関と連携している。ゆっくり丁寧に関わる障がい児保育は保育の原点でもあることから、障がい児保育に関わる研修会参加、職員間討議、障がいのある子一人ひとりの特性にあわせた園での「個別指導計画」を年間・期・月計画ごとに立案し、毎月の会議で報告する等、障がい児保育を園全体で大切に捉え、さらなるきめこまかな保育に取り組むことを期待する。なお、法人全体でライフステージに立った障がい担当の相談専門職員の役割と位置づけを検討されることを期待したい。

2) 安全の確保と衛生管理体制について

子どもの安全の確保は、最も基本的な保育の質の保証である。衛生管理は、衛生管理マニュアルにそって継続的に行われているが、訓練や予防対応における食中毒発生時のマニュアルに関しては整備不足であり、今後整備を行った上で職員への周知と研修を行い、組織内のシステムを確立・実行することを期待したい。

⑤第三者評価結果に対する事業者のコメント

今回、第三者評価受審2回目になります。新園舎になり、乳幼児の保育環境の充実を図る姿勢を理解いただき、今後も保育園の理念を大切に、「子どもの最善の利益」を探求すると共に、保育園の責務を果たしていきたいと考えます。「生きる力」として、乳幼児期の食の大切さを引き続き保護者に伝え、「心身の健康」に繋げていきます。障がい保育については、更に他機関と連携を図ると共に、保護者の悩み等を受け止め、園全体の共通認識とし、子どもの特性にあった指導計画に取り組んでいきます。集団生活の中での食中毒発生時のマニュアルに関してはシステム化し、類似体験など実施計画に取り組むなど、組織体制の強化を図りたいと考えています。

⑥評価対象項目に対する評価結果及びコメント

別紙「評価細目の第三者評価結果」のとおり

北海道福祉サービス第三者評価・基本調査票

本調査票は、貴事業所の基本的な概要について記載していただくものです。

本調査票の記入日： 平成 24 年 2 月 14 日

事業者名 (法人名)	社会福祉法人 愛和福祉会		
事業所名 (施設名)	南郷保育園	種別	保育所
事業所所在地	〒 003-0021 札幌市白石区栄通6丁目19-7		
電 話	011-851-5878		
F A X	011-851-5885		
E-mail	nangou1@aiwafukusikal.or.jp		
U R L	http://blog.livedoor.jp/aiwa_nangou/		
施設長氏名	関口 砂智子		
調査対応ご担当者	玉井 公美代 (所属、職名： 保育係長)		
利用定員	120 名	開設年	昭和 50 年 10 月 1 日
<p>理念・基本方針：</p> <p>愛和福祉会の保育方針 保育所は、子どもが生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期に、その生活時間の大半を過ごす場です。子どもが現在を最も良く生き、望ましい未来を作り出す力の基礎を培うために、心豊かに育つ環境づくりと、子どもの健全な発達を積極的に促すことを目指します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 色々な体験を通し、豊かな感性と創造力を培い、生きる力を育てる。 ・ 日々の生活の中で健康な身体をつくるよう、戸外に出て元気に遊ぶ。 ・ 一人ひとりの子どもの人権を尊重し「共に生き、共に認め合い、共に育ち合う」環境づくりにつとめる。 ・ 人と人との関わりの中、愛情と信頼感、人を思いやるやさしい心を育てる。 			
開所時間 (通所施設のみ)	7:00~19:00		

【本来事業に併設して行っている事業】

(例) 身体障害者施設における通所事業 (定員〇名)

【利用者の状況に関する事項】（平成 24 年 2 月 14 日現在にてご記入ください）

○年齢構成（成人施設の場合（老人福祉サービスを除く））

18歳未満	18～20歳未満	20～25歳未満	25～30歳未満	30～35歳未満	35～40歳未満
名	名	名	名	名	名
40～45歳未満	45～50歳未満	50～55歳未満	55～60歳未満	60～65歳未満	65歳以上
名	名	名	名	名	名
					合 計
					名

○年齢構成（高齢者福祉施設・高齢者福祉サービスの場合）

65歳未満	65～70歳未満	70～75歳未満	75～80歳未満	80～85歳未満	85～90歳未満
名	名	名	名	名	名
90～95歳未満	95～100歳未満	100歳以上	合 計		
名	名	名	名		

○年齢構成（児童福祉施設の場合（乳児院、保育所を除く））

1歳未満	1～6歳未満	6～7歳未満	7～8歳未満	8～9歳未満	9～10歳未満
名	名	名	名	名	名
10～11歳未満	11～12歳未満	12～13歳未満	13～14歳未満	14～15歳未満	15～16歳未満
名	名	名	名	名	名
16～17歳未満	17～18歳未満	18歳以上	合 計		
名	名	名	名		

○年齢構成（保育所の場合）

6ヶ月未満	6ヶ月～1歳3ヶ月未満	1歳3ヶ月～2歳未満	2歳児	3歳児	4歳児
名	5名	9名	23名	20名	25名
5歳児	6歳児	合 計			
25名	17名	124名			

○障害等の状況

・身体障害（障害者手帳を所持している利用者についてご記入ください。）

障害区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
視覚障害	名	名	名	名	名	名	名
聴覚又は平衡機能の障害	名	名	名	名	名	名	名
音声・言語、そしゃく機能の障害	名	名	名	名	名	名	名
肢体不自由	名	名	名	名	名	名	名
内部障害（心臓・腎臓、ぼうこう他）	名	名	名	名	名	名	名
重複障害（別掲）	名	名	名	名	名	名	名
合 計	名	名	名	名	名	名	名

※区分が異なる複数障害で等級の認定がなされている場合は「重複障害」に記入ください。

・知的障害（療育手帳を所持している利用者についてご記入ください。）

最重度・重度	中度	軽度
名	1名	1名

・精神障害（精神障害者保健福祉手帳を所持している利用者についてご記入ください。）

精神疾患の区分	1級	2級	3級
統合失調症	名	名	名
そううつ病	名	名	名
非定型精神病	名	名	名
てんかん	名	名	名
中毒精神病	名	名	名
器質精神病	名	名	名
その他の精神疾患	名	名	名
合 計	名	名	名

○サービス利用期間の状況(保育園を除く)

	6か月～1年	1年～2年	2年～3年	3年～4年	4年～5年
名	名	名	名	名	名
5年～6年	6年～7年	7年～8年	8年～9年	9年～10年	10年～11年
名	名	名	名	名	名
11年～12年	12年～13年	13年～14年	14年～15年	15年～16年	16年～17年
名	名	名	名	名	名
17年～18年	18年～19年	19年～20年	20年以上		
名	名	名	名		

(平均利用期間: _____)

【職員の状況に関する事項】(平成24年2月14日現在にてご記入ください)

○職員配置の状況

	総数	施設長	事務員	主任指導員	指導員
常勤	19名	1名	名	名	名
非常勤	11名	名	名	名	名
	主任介護職員	介護職員	保育士	看護職	OT、PT、ST
常勤	名	名	17名	名	名
非常勤	名	名	5名	名	名
	管理栄養士・栄養士	介助員	調理員等	医師	その他
常勤	名	名	1名	名	名
非常勤	名	名	3名	2名	1名

※高齢者福祉サービスでは「指導員」を「(生活・支援)相談員」と読み替えてください。

※保健師・助産師・准看護師等の看護職は「看護職」の欄にご記入ください。

○職員の資格の保有状況

社会福祉士	名 (名)
介護福祉士	名 (名)
保育士	17名 (5名)
	名 (名)
	名 (名)

(非常勤職員の有資格者数は () に記入)

【施設の状況に関する事項】

※耐火・耐震構造は新耐震設計基準（昭和56年）に基づいて記入。

○成人施設の場合

(1) 建物面積			m ²
(2) 耐火・耐震構造	耐火	<input type="checkbox"/> 1. はい	<input type="checkbox"/> 2. いいえ
	耐震	<input type="checkbox"/> 1. はい	<input type="checkbox"/> 2. いいえ
(3) 建築年	昭和	年	
(4) 改築年	平成	年	

○保育所の場合

(1) 建物面積 (保育所分)			919.32m ²
(2) 園庭面積			582.09m ²
(注) 園庭スペースが基準を満たさない園にあっては、代替の対応方法をご記入ください。	(例) 徒歩3分のどんぐり公園 (300平米ぐらい) に行き外遊びを行っている。		
(3) 耐火・耐震構造	耐火	<input checked="" type="checkbox"/> 1. はい	<input type="checkbox"/> 2. いいえ
	耐震	<input checked="" type="checkbox"/> 1. はい	<input type="checkbox"/> 2. いいえ
(4) 建築年	昭和	50年	
(5) 改築年	平成	20年	

○児童養護施設の場合

(1) 処遇制の種別 (該当にチェック)	<input type="checkbox"/> ・大舎制 <input type="checkbox"/> ・中舎制 <input type="checkbox"/> ・小舎制		
(2) 建物面積			m ²
(3) 敷地面積			m ²
(4) 耐火・耐震構造	耐火	<input type="checkbox"/> 1. はい	<input type="checkbox"/> 2. いいえ
	耐震	<input type="checkbox"/> 1. はい	<input type="checkbox"/> 2. いいえ
(5) 建築年	昭和	年	
(6) 改築年	平成	年	

【ボランティア等の受け入れに関する事項】

・平成 23 年度におけるボランティアの受け入れ数（延べ人数）

56 人

・ボランティアの業務

園内清掃・雑務業務・乳幼児の援助・保育士のサポート

【実習生の受け入れ】

・平成 23 年度における実習生の受け入れ数（実数）

社会福祉士 _____ 人

介護福祉士 _____ 人

その他 5 人

【サービス利用者からの意見等の聴取について】

貴施設（事業所）において、提供しているサービスに対する利用者からの意見を聞くためにどのような取り組みをされていますか。具体的にご記入ください。

ご意見箱の設置を行っている。日々の送迎時に保護者のご意見等を受け入れている。ホームページやメールにて体制を整えている。

【その他特記事項】

* 中学生の職業体験 15 名【3 校】
* 小学生の職場訪問 11 名【1 校】
* インターシップによる高校生の受け入れ 延べ 10 名

評価細目の第三者評価結果（保育所）

社会福祉法人 愛和福祉会

南郷保育園

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

	第三者評価結果	コメント
I-1-（1） 理念、基本方針が確立されている。		
I-1-（1）-① 理念が明文化されている。	a	法令や保育指針に準じ、子供の最善の利益を本位に「只今をよく生き、成長の基礎を培い、心豊かに育つ環境づくりを目指す」を理念に保育課程、保育方針・目標、関係周知資料にも明文化を図っている。
I-1-（1）-② 理念に基づく基本方針が明文化されている。	a	理念の基づく行動指針を「生きる力、健康な体を育て、人権の尊重、愛情と信頼と思いやり等」と明文化して保育実践に活かしている。
I-1-（2） 理念や基本方針が周知されている。		
I-1-（2）-① 理念や基本方針が職員に周知されている。	a	保育園の役割分担とその部会組織等を通して、定例会、担当保育分掌に応じて周知徹底を図っている。
I-1-（2）-② 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	a	理念・基本方針は保育課程に併記し、各担当保育分掌に応じて家庭に配布、周知を図る他、園内に掲示、また個別懇談等で周知を図っている。

I-2 事業計画の策定

	第三者評価結果	コメント
I-2-（1） 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
I-2-（1）-① 中・長期計画が策定されている。	a	法人が保育部会を含む中長期の財務収支計画、施設設備の整備計画、人材確保・養成の基本概要を計画的に策定している。策定には園長・主任で構成される保育部会での検討・協議が基本となり、各園での全職員の意向が策定に活かされている。
I-2-（1）-② 中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。	a	単年度の事業計画は中長期計画の基本に基づき、園の実情に応じた予算の収支、人材の確保とその養成、給食、保育内容に応じた行事編成、家族対応等の事業計画を策定している。
I-2-（2） 事業計画が適切に策定されている。		
I-2-（2）-① 事業計画の策定が組織的に行われている。	a	事業計画の策定に当たっては、法人保育部会の年次保育課題と成果を基本に、各園の実情に応じた園内の各所掌部会で検討・協議を重ねる組織的な対応で策定している。
I-2-（2）-② 事業計画が職員に周知されている。	a	計画策定過程を明らかにし、職員の分掌に応じた参加の下に策定され、その結果を全員で周知・共有している。
I-2-（2）-③ 事業計画が利用者等に周知されている。	a	保育課程表には理念・こども像・保育目標、5領域の課程詳細、実施上の配慮事項を併記、しおり、園だより等で年間行事計画等を示して、掲出するとともに配布して周知を図っている。

I-3 管理者の責任とリーダーシップ

	第三者評価結果	コメント
I-3-（1） 管理者の責任が明確にされている。		
I-3-（1）-① 管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。	a	管理者は園長・係長・主任制の下、月例の職員会議、所掌5部制(保育・環境・衛生・研修・庶務)の部会運営に係り、各分掌での責任と役割を明らかにし、実施計画に基づく執行にあっている。
I-3-（1）-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a	社会福祉法・児童福祉法・保育指針等に基づく法令順守に当たっては、組織全体の所掌に応じた(上記部会編成等の下で)、その業務執行の理解を進めている。会議での点検・確認、研修での質的強化なども併せて行っている。
I-3-（2） 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
I-3-（2）-① 質の向上に意欲を持ちその取組に指導力を発揮している。	a	管理者は、保育サービスの質的向上への取り組みを保育課程の全枠組みに係り、前述の5部編成での課題対応、さらに、乳児・幼児のリーダーによる指導徹底を図るよう指導的役割を果たしている。
I-3-（2）-② 経営や業務の効率化と改善に向けた取組に指導力を発揮している。	a	定例職員会議、先の組織的部会組織での課題をそれぞれ提起して、経営・業務の効率化・改善を年間にわたって計画的に行っている。

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 経営状況の把握

	第三者評価結果	コメント
Ⅱ-1-（1） 経営環境の変化等に適切に対応している。		
Ⅱ-1-（1）-① 事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	a	中長期計画の基礎となっている法人の事業拡大計画は、札幌市の次世代育成計画、各区の実情情報を捉えて計画され、待機情報等の情報分析に積極的に対応している。
Ⅱ-1-（1）-② 経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取組を行っている。	a	園固有の経営状況は定期的に分析し、問題点や課題解決のため係長・主任が指示して、組織的な検討の下に改善課題を明らかにするよう努めている。
Ⅱ-1-（1）-③ 外部監査が実施されている。	a	公認会計士事務所と財務・経理・業務一般について、年間定期的に点検し、業務状況につき、意見を述べる契約を結んでいる。

Ⅱ-2 人材の確保・養成

	第三者評価結果	コメント
Ⅱ-2-（1） 人事管理の体制が整備されている。		
Ⅱ-2-（1）-① 必要な人材に関する具体的なプランが確立している。	b	人材確保等の年次計画は、法人保育部会で各園の状況を取りまとめ、配置計画を策定している。この計画は正職者・非常勤計画を含み、保育行政との待機児関連策を考慮して、各園の状況に応じた対応が図られている。なお、障がい児対応などの専門職への対応計画が望まれる。
Ⅱ-2-（1）-② 人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。	b	人事考課に関連した明確な標準化は、なお検討中である。しかし、全職員が業務の目標設定と自己評価を図り、上司との面談対応による意欲の向上に向けた支援体制をとっている。今後、情意・成績・能力考課等の基準を示し、客観性・公平性・透明性のある考課法の検討を期待したい。

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。	a	職員の就業状況は、有給休暇・時間外勤務状況、産休・育休・病休等を定期的に点検して、法令による休暇取得等の業務の改善に資している。担当者による個別面談も年1回実施して、希望に応じている。
II-2-(2)-② 職員の福利厚生事業や健康の維持に積極的に取り組んでいる。	b	北海道福利厚生センターに加入して、福利・健康等の取り組みを行っている。担当相談窓口を設けて対応している。非常勤者対応につき、今後の改善を期待したい。
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
II-2-(3)-① 職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	a	全職員が自己研修に努め課題を見出し、技術向上に主体的に取り組むと同時に、園内研修・法人研修・外部研修に計画的に参加することと明示している。法人保育部会では年間研修計画を示し、園独自の計画も設定している。
II-2-(3)-② 個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取り組みが行われている。	a	職掌・経験等に伴う研修計画に基づく研修を実施し、研修報告等を行って結果の周知に努めている。しかし、個別の教育・研修計画については先の業務につき、自己目標・点検の作法と面談的指導の機会との整合を図るなど、改善の検討が求められる。
II-2-(3)-③ 定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	b	計画的な研修は所掌に応じて、その成果の周知・報告を相互に行っている。法人全体の研修成果の検討は保育部会が行い、その結果を共有している。しかし、個別の研修成果の評価分析については個別研修履歴の記録等を含め、次年度以降の課題としている。
II-2-(4) 実習生の受け入れが適切に行われている。		
II-2-(4)-① 実習生の受け入れと育成について基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、積極的な取組をしている。	a	実習生の訓練機関として、受け入れ姿勢を明示している。これに応じた実習マニュアル、担当者の配置・育成を図り、保護者への周知、計画的なプログラム等の作成、教育機関との連携を図り、積極的な取り組みをしている。

II-3 安全管理

	第三者評価結果	コメント
II-3-(1) 利用者の安全を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-① 緊急時（事故、感染症の発生時など）における利用者の安全確保のための体制が整備されている。	b	事故・感染症・衛生への安全確保は、各マニュアルに基づき業務所掌の保健・衛生部を中心に行っている。訓練や予防対応には、さらなる具体的な想定課題を明記して実施するよう検討を求めたい。
II-3-(1)-② 災害時に対する利用者の安全確保の取組を行っている。	a	災害に応じた児童対応のチェックリストを作成し、月1回の点検体制を組織的に取り組んでいる。内容は災害と耐震診断、避難場所・経路の周知、連絡指示網の確認、安否確認・引渡し、消火設備・備品点検、関係行政機関の連携、備蓄確認等を行っている。
II-3-(1)-③ 利用者の安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している。	a	安全を脅かす事例の収集・要因分析・対応策を、所掌の環境部を窓口にして実施している。その成果を全組織的に検討して、職員相互が確認・周知を図るための研修を行っている。

Ⅱ-4 地域との交流と連携

	第三者評価結果	コメント
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
Ⅱ-4-(1)-① 利用者と地域とのかかわりを大切にしている。	a	保育の重点目標には、社会環境の中の「生活」「交わり」「学び」を成長に活かすと明文化している。近隣のスーパーでの買い物体験、消防署・児童会館・老人福祉センター等の訪問交流・公園の活用・中高生の保育体験など多様な地域資源へ働きかけを行っている。
Ⅱ-4-(1)-② 事業所が有する機能を地域に還元している。	a	園は子育て支援の一環として、園の「遊びのひろば」の開放、子育て相談やはがき応答の機会、町内会との運動会で備品貸し出し、ホームページによる育児広報など保育所機能の地域還元に努めている。
Ⅱ-4-(1)-③ ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。	a	ボランティアの導入体制は、マニュアルにより基本方針を明示して担当を設定、対象を清掃・保育雑務・乳幼児支援・保育士支援等と定め、社協などボランティア関係機関との受け入れ体制を整え、年間述べ約60名を導入して組織的な理解と共有の基に活用をはかっている。
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
Ⅱ-4-(2)-① 必要な社会資源を明確にしている。	a	保育に関連する福祉事務所、児童相談所、学校、連携病院、区内保育所連絡協議会、子育て支援センター、警察署、消防署等の社会資源は園の近くにあり、これらの資源を明確にして各部会活動を通じ、共有・連携をはかっている。
Ⅱ-4-(2)-② 関係機関等との連携が適切に行われている。	a	関連小学校、区内保育園・幼稚園、区福祉事務所、保健センター、児童相談所等との連携は、園児の課題や状態に応じて、所掌に応じた定例的な連携の機会を持ち、関連の情報交換を図っている。
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズを把握している。	a	区内の保育児待機状況情報、保護者の保育ニーズや就業状況と意向の把握に努め、0歳から5歳、早朝・延長保育等保護者や児童の状況に応じた弾力的な保育に応えるよう取り組んでいる。
Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。	a	子育て支援事業の一環として、園の「遊びのひろば」を年間計画に応じて提供し、育児相談、育児はがき通信、電話相談などに応じている。

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

	第三者評価結果	コメント
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-① 利用者を尊重したサービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	a	法人の保育理念や基本方針に基づき、地域の実態や保護者の意向等を配慮し、子ども一人ひとりを尊重した保育計画を作成している。職員には職員研修や会議等で周知を図ると共に、保護者に対しても懇談会において説明している。
Ⅲ-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。	a	法人の「個人情報保護マニュアル」及び児童のプライバシー保護のマニュアルを作成し、職員会議などで周知徹底を図っている。施設・設備の面からも、トイレのドアや水遊びなどの着替え時にプライバシーに配慮し、他人や外部から見えないような工夫がされている。

Ⅲ-1-(2) 利用者の満足の上昇に努めている。		
Ⅲ-1-(2)-① 利用者満足の上昇を意図した仕組みを整備し、取組を行っている。	a	日頃から利用者が話しやすい雰囲気作りに努めている。個人面談で聞いた意向の中で必要な情報を選択し、園だより、クラスだよりで発信している。またクラス・グループ懇談会、保育参観等を定期的に開催するなど、積極的に利用者の意向把握に努めている。
Ⅲ-1-(3) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(3)-① 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。	a	利用者が気兼ねなく相談や意見を述べやすいように、意見箱の設置や苦情担当職員の配置、相談室を設置するなど環境づくりに努めている。また、このことは利用者に園だより、ホームページ等で周知を図っている。
Ⅲ-1-(3)-② 苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。	a	苦情解決システムの仕組み等については、「入園のしおり」等に記載し、利用者に周知されている。苦情内容や解決結果については園内掲示板・園だより・ホームページで利用者に知らせている。
Ⅲ-1-(3)-③ 利用者からの意見等に対して迅速に対応している。	a	法人の「苦情解決規程」に沿った取り組みがなされている。利用者の意向については、その内容に応じて会議で検討し、速やかに対処するよう努めている。

Ⅲ-2 サービスの質の確保

	第三者評価結果	コメント
Ⅲ-2-(1) 質の向上に向けた取組が組織的に行われている。		
Ⅲ-2-(1)-① サービス内容について定期的に評価を行う体制を整備している。	a	職員会議、保育・乳幼児会議において、それぞれの会議の役割と機能に応じて、定期的にサービス内容の評価をする体制（担当者等）が構築され、機能している。今回の第三者評価もその一環である。
Ⅲ-2-(1)-② 評価の結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にし、改善策・改善実施計画を立て実施している。	a	各会議の評価分析の結果や課題を適切に文書化し、全職員が供覧することにより課題の共有化が図られ、迅速な改善計画の策定につながっている。園の自己評価は、ホームページで公表している。
Ⅲ-2-(2) 提供するサービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(2)-① 提供するサービスについて標準的な実施方法が文書化されサービスが提供されている。	a	法人の保育部会で共通の保育課程や保育業務マニュアルを作成している。園独自の標準的な実施方法のマニュアルが整備されており、周知徹底が図られている。
Ⅲ-2-(2)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a	実施方法の見直しは、保育士などの自己評価を通し、職員会議などで定期的あるいは必要に応じて行っている。見直しの際には職員からの提案や保護者からの意見や要望が反映されるような取組を行っている。
Ⅲ-2-(3) サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-① 利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われている。	a	子ども一人ひとりの発達状況、保育目標、日常生活状況等の経過が適切に記録されている。保育実践の基本である健康管理や、保健指導などの記録も整備されている。各記録内容や書き方に差異が生じないように、園長・主任が職員への指導を行っている。
Ⅲ-2-(3)-② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	a	保育上の記録の管理方法の規程を定めている。とりわけ、個人情報保護法関連について、職員に対してあらゆる機会にその理解と守秘義務の遵守の徹底に努めている。保育上必要な個人情報については、保護者とその使用に関わる同意書を交わす等のきめ細かな取組をしている。

Ⅲ-2-(3)-③ 利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している。	a	週に1度、ケース会議において個別の事例に関する情報を共有し、対応の意識統一や共通理解を図っている。対応後の情報も共有し、更なるサービス向上に努めている。
--------------------------------------	---	--

Ⅲ-3 サービスの開始・継続

	第三者評価結果	コメント
Ⅲ-3-(1) サービス提供の開始が適切に行われている。		
Ⅲ-3-(1)-① 利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供している。	a	ホームページの作成や公共施設へのパンフレットの配置など、積極的な情報サービスに努めている。また園見学、体験利用等の希望にも対応している。
Ⅲ-3-(1)-② サービスの開始にあたり利用者等に説明し同意を得ている。	a	日常の保育サービスや料金等をわかりやすく示した「入園のしおり」を作成し、相談担当者が説明している。利用開始に当たっては、利用者から同意書を受け取っている。
Ⅲ-3-(2) サービスの継続性に配慮した対応が行われている。		
Ⅲ-3-(2)-① 事業所の変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている。	b	卒園や家庭への移行時に際し、口頭説明をしているが、書面では行っていない。今後「保育の継続性」の視点から、子どものプライバシー保護との関係も考慮し、引き継ぎ文書の内容・方法等を検討することに期待したい。

Ⅲ-4 サービス実施計画の策定

	第三者評価結果	コメント
Ⅲ-4-(1) 利用者のアセスメントが行われている。		
Ⅲ-4-(1)-① 定められた手順に従ってアセスメントを行っている。	a	規程の様式に従い、アセスメントを実施している。さらに、園においても保護者から子どもの発達状況や、個々の特性に応じたニーズや課題を把握し、日々の保育に役立てている。見直しも定期的を実施し、身体的なことについては医療職の協力も得ている。
Ⅲ-4-(2) 利用者に対するサービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-4-(2)-① サービス実施計画を適切に策定している。	a	子ども一人ひとりの指導計画の策定については、保育課程に基づき、利用者の状態、意向等を踏まえて保育・乳幼児会議で合議し、管理責任者の同意を得て成立するシステムが構築されている。
Ⅲ-4-(2)-② 定期的にサービス実施計画の評価・見直しを行っている。	a	指導計画の評価や見直しは、定期的に保育・乳幼児会議、職員会議等でされるようになっている。その結果は速やかに関係職員に周知されるよう、手順も整備されている。

評価対象 保育所 付加基準

A-1 保育所保育の基本

	第三者評価結果	コメント
1-(1) 養護と教育の一体的展開		
A-1-(1)-① 保育所の保育の方針や目標に基づき、発達過程を踏まえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に即した保育課程を編成している。	a	保育課程は保育指針、法人の理念の趣旨をとらえ、保育目標に基づき編成されている。基本方針である子どもの最善の利益を考慮して、子どもの保護者や地域の子育てを支援するという地域の実態や、家庭の状況も考慮されている。また子どもの背景や発達過程をふまえて編成されている。全職員で定期的に評価し、毎年度末には評価に基づき、見直し改善をしている。
A-1-(1)-② 乳児保育のための適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	a	常に視診をしながら、日常の状態の観察を行うなどの保健的な配慮をしている。連絡ノートや口頭で家庭との連絡を密にし、一人ひとりの生活リズムや発達に合わせた応答的な援助をしている。離乳食や睡眠など個々の状態を考慮し、睡眠時は呼吸や健康状態を定期的に確認している。

<p>A-1-(1)-③ 1・2歳児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。</p>	<p>a</p>	<p>基本的な生活習慣の形成と自我の育ちを見守り、自発的な活動を促していく対応を心がけている。保育士との関わりの中で、安心して過ごしながら探索活動が十分行われ、好きな遊びや全身を使うような様々な遊びを取り入れる工夫や配慮をしている。</p>
<p>A-1-(1)-④ 3歳以上児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。</p>	<p>a</p>	<p>年齢別保育とともに、主に縦割りの異年齢保育を行っている。保育室、ホール、近隣の公園などで子どもたちが異年齢で関わりながら、自由に遊べる環境にある。仲間との関わりを通して、一人ひとりが自分の思いを出しながら意欲的に活動したり、支え合って生活する中で、いたわりの気持ちが育つような保育実践をしている。</p>
<p>A-1-(1)-⑤ 小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者とのかわりに配慮されている。</p>	<p>a</p>	<p>個人記録から保育要録につなげ、保育所児童保育要録を作成し、小学校へ送付している。学校行事への参加や情報交換など、学校との交流などを必要に応じて行っている。就学前の気にかかる子どもについては、小学校から打ち合わせを兼ね、見学に来る等の連携をとっている。</p>
<p>1-(2) 環境を通して行う保育</p>		
<p>A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできるような人的・物的環境を整備している。</p>	<p>a</p>	<p>採光や換気、保湿、清潔などの環境保健に配慮している。保育室は、家庭的な親しみをもってくつろげるように仕切った空間になっており、発達が促されるよう、玩具や絵本が配置されている。子どもたちが安心した環境の中で、自由に遊びに取り組めるように配慮している。</p>
<p>A-1-(2)-② 子どもが基本的な生活習慣を身につけ、積極的に身体的な活動ができるような環境が整備されている。</p>	<p>a</p>	<p>一人ひとりの子どもに合わせ、丁寧な関わり、自らやろうとする気持ちを育むような保育に努めている。近隣に自然の豊かな公園が多く、外遊びが保障されている。専門家による様々な遊具や用具を使った運動や遊びを楽しむことが出来るように環境が工夫されている。</p>
<p>A-1-(2)-③ 子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。</p>	<p>a</p>	<p>異年齢保育を通じ、子どもの発達、興味、関心に合わせ、自由に選択出来る遊びの時間や空間が確保されている。子どもが自由に素材や玩具などを自分で取り出し、遊べるように工夫され、自発的活動や、友達と共同して活動が出来るような働きかけをしている。</p>
<p>A-1-(2)-④ 子どもが主体的に身近な自然や社会とかがわれるような人的・物的環境が整備されている。</p>	<p>a</p>	<p>戸外遊びを通じ、自然現象や隣接している児童会館で地域の子ともと共に遊んだり、老人福祉センターで高齢者との交流、地域街づくりなどに参加して、社会と関わる機会を取り入れている。バス、地下鉄などの公共機関を利用して、社会見学を行っている。</p>
<p>A-1-(2)-⑤ 子どもが言葉豊かな言語環境に触れたり、様々な表現活動が自由に体験できるような人的・物的環境が整備されている。</p>	<p>a</p>	<p>食事後の静的活動である絵本の読み聞かせは、各保育室の前にお知らせを掲示し、好きな絵本を見ることが出来る。地域のボランティアによるあやとり、わらべ歌、コマ回しなどの伝承遊びや、専門家による体育遊び、外国人講師による英語遊びなど、子どもが楽しく学べる環境に配慮している。</p>
<p>1-(3) 職員の資質向上</p>		
<p>A-1-(3)-① 保育士等が主体的に自己評価に取り組み、保育の改善が図られている。</p>	<p>a</p>	<p>子どもの成長・発達過程をおさえた記録と自らの保育実践を振り返り、定期的に自己評価を行っている。保育会議でのグループ討議や、クラス会議などで互いに学びあい、園内研修などで改善に向けて検討し、共通理解を図っている。</p>

A-2 子どもの生活と発達

2-(1) 生活と発達の連続性		
A-2-(1)-① 子ども一人ひとりを受容し、理解を深めて働きかけや援助が行われている。	a	入園時、児童票と面接で子どもの育ち、家庭環境について情報を得ている。入園後は日常的に保護者との情報交換を行い、子どもの理解を深めている。職員間の共通認識のもと、子ども一人ひとりに合わせた援助や要求に対して、都度、気持ちを受け止めて対応している。
A-2-(1)-② 障害のある子どもが安心して生活できる保育環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	b	保護者や専門機関との連携を密に行っている。障がいのある子どもの特性に配慮した遊びや個別指導計画、全体の保育計画が作成され、全職員に周知し、研修することを期待する。
A-2-(1)-③ 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	a	延長保育は、延長保育専用の多目的部屋で遊具やじゅうたんを敷き、のんびりとリラックスして遊べるように配慮している。個々への伝達や翌日への引き継ぎなどは視診表で確認し、保護者へ伝達している。
2-(2) 子どもの福祉を増進することに最もふさわしい生活の場		
A-2-(2)-① 子どもの健康管理は、子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。	a	保育業務マニュアルや保健計画を作成している。子供と伝染病のお知らせや、保護者との情報交換で一人ひとりの状況を常に把握している。特に対応に配慮が必要な場合は、職員間での情報を共有しながら、降園時は細かく保護者に伝えている。
A-2-(2)-② 食事を楽しむことができる工夫をしている。	a	ランチルームで3～5歳児と一緒に食事をしている。子どもたち自身で配膳や後片付けなどを、手際よく協力し行っている。食育計画を作成し、食育の観点からも、野菜の収穫やクッキングを保育に取り入れながら食べる楽しさを知らせている。
A-2-(2)-③ 乳幼児にふさわしい食生活が展開されるよう、食事について見直しや改善をしている。	a	札幌市給食統一献立表により、調理している。保育士と栄養士、調理員との連携が十分取られている。給食会議や日々の中で、子どもの喫食状況に合わせた献立や調理を工夫する意見交換をしている。
A-2-(2)-④ 健康診断・歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	a	検診は年2回行い、検診結果は職員間で情報を共有し、保護者に個別に報告している。検診後は嘱託医とカンファレンスを行い、保育に反映している。歯科医と連携し、保護者への報告と虫歯予防に関しての情報も伝えている。2～5歳児はフッ素塗布を行っている。
2-(3) 健康及び安全の実施体制		
A-2-(3)-① アレルギー疾患、慢性疾患等をもつ子どもに対し、主治医からの指示を得て、適切な対応を行っている。	a	除去食に関しては、医師による検査結果表及び意見書を提出、専門医の指示を受け、個別に対応している。保護者から十分な聞き取りを行い、代替食を提供する等、対応策の話し合いをしている。アレルギー疾患等についての知識や誤食がないよう全職員で共通理解をし、進めている。
A-2-(3)-② 調理場、水周りなどの衛生管理が適切に実施され、食中毒等の発生時に対応できるような体制が整備されている。	b	調理場は衛生管理マニュアルにそって、衛生管理が継続的に行われている。整備ができていない食中毒発生時の対応マニュアルを作成し、会議などで職員間で対応方法を確認し、定期的に見直しすることを期待する。

A-3 保護者に対する支援

	第三者評価結果	コメント
3-(1) 家庭との緊密な連携		
A-3-(1)-① 子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。	a	個々の子どもの食事の様子、摂取量、家庭での食に関する悩みなどに対し、栄養士や保育士が共に連携をとり、対応している。食器は陶器、ランチルームでのテーブルとイスの高さなどは年齢に合わせるなど、食事の大切さを保護者に伝えている。
A-3-(1)-② 家庭と子どもの保育が密接に関連した保護者支援を行っている。	a	連絡帳、育児日誌、ボードなどに記載すると共に、送迎時に日常的な情報交換を行い、保護者との信頼関係を築いている。個人面談の他に、必要に応じて面談を行い、懇談記録や個別計画、園日誌に記載し、職員に周知している。
A-3-(1)-③ 子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通理解を得るための機会を設けている。	a	保育の意図や保育についての理解を促すため、年度初めに保護者へお知らせを配布している。個人懇談やクラス懇談を行い、その他に保育参加や参観でクッキング行事や試食会を計画的に取り入れ、子どもの様子や保育の共通理解を図っている。
A-2-(1)-④虐待に対応できる保育所内の体制の下、不適切な養育や虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見及び虐待の予防に努めている。	a	虐待防止マニュアルに基づき、職員研修をしている。日々の保育の中での視診、子どもや家庭の養育状況を把握して、園全体で情報を共有し、虐待の未然の防止や早期発見に努めている。行政や関係機関との連携をはかっており、主要連絡先は明示している。